

# 山口県報

令和7年  
3月21日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
山口県漁業調整規則の一部を改正する規則(水産振興課).....一
- 告示  
救急病院の認定(医療政策課).....一  
保安林指定の解除(下関市)(森林整備課).....二  
道路の区域の変更(道路整備課).....二  
道路の供用の開始(道路整備課).....二
- 公告  
ふぐ処理師試験の実施(生活衛生課).....二  
一般競争入札の実施(物品管理課).....三
- 公安委規則  
集会、集団行進及び集団示威運動に関する関係各市条例の施行に関する規則.....五  
山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....五
- 公安委規程  
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....九



山口県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第三十一号

### 山口県漁業調整規則の一部を改正する規則

山口県漁業調整規則(令和二年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第五十九条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき」に改める。

第六十条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十九条第一項の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。



### 山口県告示第百号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和七年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部山口県済生 会豊浦病院	下関市豊浦町大字小串一〇〇〇七の	令和一〇、三、三一

### 山口県告示第百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保

安林の指定を次のとおり解除する。

令和七年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
下関市豊北町大字神田上字岩戸八九七〇の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第百二十号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年三月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道  
路線名 萩三隅線  
道路の区域

区 間		旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧	新	旧			
萩市大字椿字濁淵三五九八の四地先から同市同大字字青海四〇八〇の三地先まで	萩市大字椿字桜江四二四八の二地先から同市大字山田字東沖田四二六八の四地先まで	最狭 二一〇・九	最狭 二四・三	五〇七・七		
最狭 二〇一・八	最狭 一八・七	最狭 二四・八	最狭 一四・一	五〇四・六		
最狭 二〇一・八	最狭 一八・七	最狭 二四・八	最狭 一四・一	五〇四・六		
最狭 二〇一・八	最狭 一八・七	最狭 二四・八	最狭 一四・一	五〇四・六		

**山口県告示第百三十号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
萩三隅線	萩市大字椿字濁淵三五九八の四地先から同市同大字字青海四〇八〇の三地先まで 萩市大字椿字桜江四二四八の二地先から同市大字山田字東沖田四二六八の四地先まで	令和七年三月二十二日



**(六二) ふぐ処理師試験の実施**

ふぐの処理の規制に関する条例（昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」という。）第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

令和七年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 試験の日時及び場所
  - (一) 学科試験
    - 1 日時  
令和七年六月二日（月曜日）午後一時三〇分から三時三〇分まで
    - 2 場所  
山口市滝町一番一号  
山口県庁職員ホール
  - (二) 実技試験

1 日時  
令和七年七月九日(水曜日)又は同月十日(木曜日)のいずれかで、知事が指  
定する日

2 場所  
山口市秋穂二島一〇六二  
やまぐち総合教育支援センター

二 受験資格  
実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間  
令和七年四月七日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)まで(郵送の場合は、四  
月二十五日までの消印のあるものは、有効とする。)

区	分	提出先
県内にふぐの処理の業務に従事する事業所 (以下「事業所」という)がある者	事業所の所在地を所管する保健所	
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所地为所管する保健所	
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番 一号(郵便番号七五三一八五〇一))	

五 提出書類等

- (一) 受験願書
- (二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内  
に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- (三) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第  
十一条第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、学科試験に合格し  
たことを証する書類

六 受験手数料

一万七百五十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この  
収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県環境生  
活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

- 八 その他
  - (一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活  
部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受  
験願書等請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三  
十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。
  - (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課  
(電話〇八三一九三三二九七四)にすること。

(六二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成  
七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和七年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

- 次に掲げる物品等の購入
- (一) 物品等の名称及び数量  
ネットワークパソコン 九百八十九台
- (二) 物品等の特質等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
令和七年九月三十日
- (四) 納入場所  
山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

二 入札参加資格

- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号の  
いずれかに該当する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入  
札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配  
人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和七年山口県告示第三十七号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。
- (四) 令和七年三月二十一日から同年五月一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
山口県会計管理局物品管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限  
(一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所  
山口県会計管理局物品管理課
- (三) 受領期限  
令和七年四月三十日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和七年五月一日午前十一時）
- 六 入札を執行する場所及び日時  
(一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室
- (二) 日時  
令和七年五月一日午前十一時
- 七 入札保証金  
免除する。
- 八 無効入札

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法  
山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他  
(一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否  
要
- (四) 契約保証金  
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和七年四月二十三日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に問い合わせる。
- 十一 Summary  
(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Name and quantity of the products to be purchased: Network personal computers 989 sets
- (3) Delivery period: September 30, 2025
- (4) Delivery place: Digital Government Promotion Division
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-3960)
- (6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. April 30, 2025 (If brought in person: 11:00 A.M. May 1, 2025)



集会、集団行進及び集団示威運動に関する関係各市条例の施行に関する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

山口県公安委員会

### 山口県公安委員会規則第三号

集会、集団行進及び集団示威運動に関する関係各市条例の施行に関する規則

集会、集団行進及び集団示威運動に関する関係各市条例の施行に関する規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、行進及び集団示威運動に関する条例（昭和二十四年岩国市条例第三十二号）、光市行進及び集団示威運動に関する条例（昭和二十四年光市条例第五十九号）、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和二十五年防府市条例第三十二号）、行進及び集団示威運動に関する条例（昭和二十四年山口市条例第二十三号）及び行進及び集団示威運動に関する条例（昭和二十四年萩市条例第三十八号）（以下「関係各市条例」と総称する。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（許可申請の手續）

第二条 関係各市条例の規定による集会、集団行進又は集団示威運動（以下「集団行動」という。）の許可の申請は、関係各市条例に規定する事項を記載した許可申請書正副二通を提出して行うものとする。

2 申請者が集団行動を行おうとする場所を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）は、許可申請書を受理したときは、直ちに当該許可申請書を公安委員会に送達しなければならない。

3 公安委員会は、許可申請書を受理したときは、直ちに許可又は不許可を決定するものとする。

4 公安委員会は、申請者に対し、管轄警察署長を経由して、集団行動の開始の時刻の二十四時間前までに前項の許可又は不許可の処分を通知するものとする。

（許可の基準）

第三条 関係各市条例の規定により集団行動の許可をしない場合は、次に掲げる場合と

する。

一 実施の時間、場所又は方法等により、交通が著しく混乱することが明らかである場合

二 実施の時間、場所又は方法等により、県議会又は市議会の審議、裁判所の裁判権の行使その他官公庁の事務が著しく阻害されることが明らかである場合

三 実施の時間、場所又は方法等により、人の生命、身体に危険が及び、財産に対する重大な損害が発生し、又は平穩かつ正常な社会生活が著しく乱されることが明らかである場合

四 その他実施の時間、場所又は方法等により、公共の安寧の保持に直接危険が及ぶことが明らかである場合

（実施方法に関する条件）

第四条 関係各市条例の規定により公安委員会が許可に付することができる条件は、次の基準を超えないものとする。

一 こん棒、角材、石その他危険な物を携帯して参加し、又はこれらの物を携帯した者を参加させないこと。

二 先端をとがらせ、又は釘を突き出す等の危険な加工を施した旗ざお、プラカード等を携行しないこと。

三 行進中、蛇行進、渦巻行進、殊更に隊列の幅を広げた行進、座込み、他の隊列との並進、先行隊列の追越し、殊更な駆け足行進、遅足行進又は停滞等、公衆に対する危険又は著しい迷惑を及ぼす行為をしないこと。

四 行進中、旗ざお又はプラカード等を振り回し、突き出し、又は横に構えてこれを支えにしてスクラムを組む等、公衆に対し危険又は著しい迷惑を及ぼす行為をしないこと。

2 主催者等は、当該集団行動の開始の直前に、参加者全員に対し、当該許可に付された条件を周知徹底しなければならない。

（許可の取消し等）

第五条 集団行動に係る許可を取り消し、又は当該許可に付した条件を変更することができる場合は、公共の安寧を保持するため必要があると公安委員会が認める場合とする。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第四号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中

一 法第八十九条第一項の規定による運転免許申請書(小型特殊自動車及び一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)及び質問票	山口県岩国警察署長、山口県萩警察署長、山口県下関警察署長又は山口県警察本部交通部運転免許課長
二 法第七十七条の七第二項の規定による国外運転免許証交付申請書	山口県岩国警察署長、山口県萩警察署長、山口県下関警察署長又は山口県警察本部交通部運転免許課長

及び

「(小型特殊自動車及び一般原動機付自転車に係るものを除く。)」を削り、

「二の三 府令第十八条の二の三第二項の技能検査申請書」を

「二の三 法第七十七条の七第二項の規定による国外運転免許証交付申請書」

に改め、「(自動車及び

二の四 府令第十八条の二の三第二項の技能検査申請書

一般原動機付自転車」の下に「(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。)」を加え、同条第三項の表中「運転免許証更新申請書」を「運転免許証等更新申請書」に、「七 府令第三十条の九第一項の規定による運転免許取消申請書」を

「七 府令第二十一条の二第二項の規定による特定免許情報記録申請書」

七の二 府令第二十一条の五の規定による運転免許証返納届

七の三 府令第二十一条の八の規定による免許情報記録抹消届

七の四 府令第二十一条の九第一項の規定による運転免許証交付申請書

七の五 府令第三十条の七第一項の規定による運転免許取消申請書

付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に、「運転経歴証明書記載事項変更届」を「運転経歴証明書記載事項変更届」に、

「八の五 第二十二條の運転免許証返納届」

に改め、

「八の五 第二十一條の六の運転経歴情報抹消届」

に改め、同条第五項中

「若しくは前項」を、「前項若しくは第七項」に改め、「特例更新申請書、」の下に「特定免許情報記録申請書、運転免許証交付申請書、」を加え、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項、第三項及び前項の規定にかかわらず、第三項の表の上欄に掲げる書類のうち山口県警察本部交通部運転免許課長を経由して提出することができることとされているものは、法第九十五条の二第二項の申請をしようとする者、法第九十五条の二第三項の申請をしようとする者又は免許情報記録個人番号カード(法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。)若しくは運転経歴情報記録個人番号カード(法第九十五条の二第三項の運転経歴情報が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を有する者が提出する場合には、山口県警察本部交通部運転免許課長を経由して提出しなければならない。ただし、免許情報記録個人番号カードを有する者が第三項の運転免許証再交付申請書を提出する場合(当該運転免許証再交付申請書に法第九十五条の二第十項の免許情報記録の抹消を受ける旨を記載する場合を除く。)又は運転経歴情報記録個人番号カードを有する者が第三項の運転経歴証明書再交付申請書を提出し、かつ、同項の運転経歴情報抹消届を提出しない場合は、この限りでない。

第十四条第二項第一号中「又は」を、「個人番号カードの表面の写し又は」に改める。

第十八条第一項中「は、次の表の上欄に掲げる試験の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる場所」を「並びに法第百条の二第一項に規定する再試験(以下「再試験」という。)は、山口県総合交通センター」に改め、同項の表及び同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条の二の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条中「第三十条の十第一項」を「第三十条の八第一項」に、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に改める。

第二十一条の三の見出し中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条中「第三十条の十二第二項」を「第三十条の十第二項及び府令第三十条の十五第二項」に、「運転経歴証明書記載事項変更届」を「運転経歴証明書記載事項変更届」に改める。

第二十一条の四中「第三十条の十三第一項」を「第三十条の十一第一項」に改める。  
 第二十一条の五中「第三十条の十四」を「第三十条の十二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(運転経歴情報の抹消)

第二十一条の六 府令第三十条の十六の規定による運転経歴情報の抹消は、運転経歴情報抹消届(別記第十四号様式の六)を公安委員会に提出して受けなければならぬ。

第二十二条の見出し中「運転免許証」を「失効運転免許証等」に改め、同条中「第七条第一項」を「第六六条の三第一項」に、「運転免許証返納届」を「失効運転免許証等返納届」に改める。

別記第九号様式の表中

キ 運転免許の有無	有	無	キ 安全運転管理者が運転免許を取得している場合	免許の種類			
			交付年月日				
ク 安全運転管理者の勤務態様	勤	日勤 隔日 その他( )	交付公安委員会勤務	免許番号			
				交付年月日			
				公安委員会			
				勤			
				補助者の有無			
				有( ) 無( )			

この表、同様式の注6

キ 運転免許の有無	有	無	ク 安全運転管理者の勤務態様	勤	日勤 隔日 その他( )	補助者の有無	有( ) 無( )

の(1)中「又は」を「、個人番号カードの表面の写し又は」に改め、別記第九号様式の二の表中

キ 安全運転管理者が運転免許を取得している場合	交付公安委員会	公安委員会	免許の種類		
			交付年月日		
ク 安全運転管理者の勤務態様	勤	日勤 隔日 その他( )	免許番号		
			交付年月日		
			公安委員会		
			勤		
			補助者の有無		
			有( ) 無( )		

この表、同様式の注3の(1)中

キ 運転免許の有無	有	無	ク 安全運転管理者の勤務態様	勤	日勤 隔日 その他( )	補助者の有無	有( ) 無( )

「又は」を「、個人番号カードの表面の写し又は」に改め、別記第十三号様式中

運転免許証の番号	
免許証の番号	
免許情報記録の番号	

別記第十四号様式の(1)中「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に、「交付を」を「交付等を」に改め、

「第104条の4第5項」を「第105条の2第1項」に改め、第105条第2項において準用する同法第104条の4第5項、第105条の2第3項に改め、

別記第十四号様式の(1)中「運転経歴証明書記載事項変更届」を「運転経歴証明書記載事項等変更届」に、「記載事項に」を「記載事項等に」に改め、「第30条の12第1項」を

「第30条の10第1項」を改める。  
 「第30条の15第1項」を改める。  
 別記第十四号様式の四中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に改める。  
 別記第十四号様式の五中「第30条の14」を「第30条の12」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

第14号様式の6（第21条の6関係）

運 転 経 歴 情 報 抹 消 届 山口県公安委員会 殿	届 出 者 氏 名	年 月 日
下記のとおり運転経歴情報の抹消を受けたいので、道路交通法施行規則第30条の16の規定により届け出ます。 記		
抹消を受ける理由	1 免許を受けたため 2 その他 ( )	
備 考		

注 「抹消を受ける理由」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六十九の表第九十二条の項中「第92条」を「第92条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第92条第2項	異なる種類の運転免許を与えるときの運転免許証の交付
第95条の3の規定により読み替えて適用する第92条第2項	異なる種類の運転免許を与えるときの免許情報記録の書換え

別表第一の六十九の表第九十三条第二項の次に次のように加える。

第93条の3の規定により読み替えて適用する第93条第2項	運転免許の条件の免許情報記録個人番号カードへの記録
------------------------------	---------------------------

別表第一の六十九の表第九十四条第一項の次に次のように加える。

第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する第94条第1項	運転免許証の記載事項の変更届出の受理
---------------------------------	--------------------

別表第一の六十九の表第九十四条第二項の次に次のように加える。

第95条の2第1項・第5項〔準用〕 第106条の3第3項	特定免許情報の記録の申請の受理
第95条の2第3項	特定免許情報の記録
第95条の2第4項、第106条の3第1項	返納に係る運転免許証の受領
第95条の2第6項、第101条の4の2第2項〔準用〕 第106条の3第3項	特定免許情報の記録の申請に併せて行う運転免許証の交付を希望しない旨の申出の受理
第95条の2第10項	免許情報記録の抹消
第95条の2第11項	運転免許証の交付の申請の受理
第95条の5第4項	国家公安委員会からの通報の受理

別表第一の六十九の表第一百一条第一項の項、第一百一条第四項の項及び第一百一条第五項

の項中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同表第一百一条第六項の項中「第101条第6項」を「第101条第6項前段」及び「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同項の次に次のように加える。

第101条第6項後段	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理
------------	------------------------------

別表第一の六十九の表第一百一条の二第二項の項中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同項の次に次のように加える。

第101条の2の2第3項	他の公安委員会が住所地在を管轄する者が更新申請書の提出に併せて行う免許情報記録の書換えの申請の受理
--------------	---

別表第一の六十九の表第一百一条の二の二第二項の項中「第101条の2の2第2項」を「第101条の2の2第4項」及び「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同表中

「第101条の2の2第3項	「第101条の2の2第5項	に改め、同表第一百一条の四
第101条の2の2第4項	第101条の2の2第6項	
第101条の2の2第5項	第101条の2の2第7項	

第五項の項の次に次のように加える。

第101条の4の2第1項	更新時の運転免許証の交付
第101条の4の2第3項	更新時の免許情報記録の書換え
第107条の規定により読み替えて適用する第101条の4の2第3項	更新をした旨を証する書面の交付
第101条の4の2第4項	他の公安委員会が住所地在を管轄する者からの返納に係る運転免許証の受領

別表第一の六十九の表中

「第103条の2第4項 第107条の5第10項	「第103条の2第5項 第107条の5第10項
第103条の2第5項 第107条の5第10項	第103条の2第6項 第107条の5第10項

に改め、同表第一百四十一条の三第四項〔準用〕第百七条の五第十一項の項中「第104条の3第4項」を「第104条の3第3項」に改め、「及び送付に係る免許証（国際運転免許証等）の受領」を削り、同表第一百四十一条の三第五項〔準用〕第百七条の五第十一項の項を削

「第104条の4第5項」及び「同表第百四十二条の四第五項〔準用〕第百五十二条第二項の項中〔準用〕第105条第2項」を

「第105条の2第1項」に改め、同表第百四十二条の四第六項〔準用〕第百五十二条第二項の項「第104条の4第6項

中〔準用〕第105条第2項」を「第105条の2第2項」に改め、同項の次に次のように加える。

第105条の2第3項	運転経歴情報の記録の申請の受理
第105条の2第4項	運転経歴情報の記録

別表第一の六十九の表第百七条第一項の項を削り、同表第百七条第二項の項中「第107条第2項」を「第106条の3第2項」に改め、同項の次に次のように加える。

第106条の4第1項第1号・第3号	運転免許の取消し若しくは失効又は免許情報記録の有効期間の満了時における免許情報記録の抹消
第106条の4第2項	免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合における他の種類の運転免許に係る免許情報記録への書換え

第29条の2の4第4項、第29条の2の5第4項	第29条の2の5第4項、第29条の2の6第4項
第30条の9第1項	第30条の7第1項
第30条の9第4項	第30条の7第5項
第30条の12第1項	第30条の10第1項
第30条の13第1項	第30条の11第1項
第30条の14	第30条の12第1項

に改め、同表第三十条の十四の項の次に次のように加える。

第30条の15第1項	運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者の住所、氏名又は生年月日の変更届出の受理
第30条の16	運転経歴情報の抹消

別表第一の八十七の表第十八条第三項の項中「第18条第3項」を「第18条第2項」に改める。

別表第二の二十九の表を次のように改める。

29 集会、集団行進及び集団示威運動に関する関係各市条例の施行に関する規則（令和7年山口県公安委員会規則第3号）

根拠条項	事務の内容
第2条第4項	許可又は不許可の通知

別表第二の三十の表第八十九条第一項の項、第八十九条第二項の項及び第九十二条の項を削り、同表第百一条第一項の項、第百一条第四項の項及び第百一条第五項の項中「運転免許証」と「運転免許証等」に改め、同表第百一条第六項の項中「第101条第6項」を「第101条第6項前段」とし、「運転免許証」と「運転免許証等」に改め、同表中

第104条の4第5項〔準用〕第105条第2項	第105条の2第1項
第104条の4第6項〔準用〕第105条第2項	第105条の2第2項
第107条第1項	第106条の3第1項

の二の項から第百七条の七第三項の項を削る。

別表第二の三十一の表第二十二條第二項の項及び第二十二條第三項の項を削り、同表第三十条の九第一項の項中「第30条の9第1項」を「第30条の7第1項」に改め、同表第三十条の九第四項の項中「第30条の9第4項」を「第30条の7第5項」に改め、同表第三十条の十二第一項の項中「第30条の12第1項」を「第30条の10第1項」とし、「変更事項の記載」と「変更事項の記載（運転経歴証明書のみを有する者の届出に限る。）」に改め、同表第三十条の十三第一項の項中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に改め、同表第三十条の十四の項中「第30条の14」を「第30条の12第1項」に改める。

附則

この規程は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、別表第二の二十九の表の改正規定は、同年四月一日から施行する。

令和七年三月二十一日  
印刷  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁